

○国立大学法人埼玉大学国際本部国際企画室規程

平成24年6月21日
規則第30号

改正 平成24.11.22 24規則45
令和4.3.17 3規則41

平成28.3.17 27規則76
令和5.3.9 4規則57

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人埼玉大学国際本部規程第4条第2項の規定に基づき、国際企画室に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 国際企画室は、全学的な国際化に関する企画・立案及び留学交流に係る各種支援を行うことにより、本学の国際化を推進することを目的とする。

(業務)

第3条 国際企画室においては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本学の国際的な教育及び研究についての情報収集・分析と国際化強化策の立案・推進
- (2) 学外の国際化動向に関する情報収集・分析と国際関係外部資金の獲得支援
- (3) 海外の大学等との学術交流・学生交流協定の締結・更新
- (4) 戦略的な留学交流プログラムの開発・導入
- (5) 本学の国際化関連情報の発信
- (6) 外国人留学生に係る支援
- (7) 学生の海外派遣に係る支援
- (8) 留学交流プログラムに係る支援
- (9) 留学交流に係る地域との連携
- (10) 外国人留学生同窓生等との連携
- (11) 教育の国際化及び留学支援に関する自己点検・評価及び改善
- (12) その他本学の国際化に資する業務

(組織)

第4条 国際企画室は、次の者をもって構成する。

- (1) 本部長
- (2) 国際企画室長（以下「室長」という。）
- (3) 本学の教職員のうちから、本部長が指名する者
- (4) その他本部長が必要と認めた者

(室長)

第5条 室長は、学長の指名する専任教員をもって充てる。

2 室長は、国際企画室の業務を掌理する。

(事務)

第6条 国際企画室の事務は、学務部留学・国際交流課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、国際企画室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年6月21日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成24.11.22 24規則45)

この規程は、平成24年12月1日から施行する。

附 則 (平成28. 3.17 27規則76)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 国立大学法人埼玉大学国際本部留学交流支援室規程(平成24年規則第46号)及び国立大学法人埼玉大学国際本部留学交流支援室細則(平成24年規則第47号)は、廃止する。

附 則 (令和4. 3.17 3規則41)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5. 3. 9 4規則57)

この規程は、令和5年3月9日から施行する。